

# 消費税複数税率など時宜のテーマ巡って

## 報道関係者と懇談会



本連盟は、昨年11月17日、日本記者クラブにおいて東京税理士会との共催による「報道関係者との懇談会?」を開催した。

014・秋」を開催した。今回のテーマは、①平成27年度税制改正要望、②マイナンバー法、③相続税・贈与税についてであった。

税制改正要望については、本連盟の坂田政策委員長が、26年6月に機関決定した「平成27年度税制改正の要望」を説明し、記者からの事前質問については、

吉川政策副委員長が回答した。(写真)

平成27年度税制改正要望については、重要項目である「消費税の単一税率を維持すること」と「法人税の実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大等については、中小法人の課税のあり方を考慮の上、慎重に行うこと」を中心に、具体例を挙げて説明したほか、図解した資料を提示して消費税額の適正な課税の実現を図るための諸規定の見直しを図る意見を説明した。

は、東京税理士会の宮本規制改革・納税環境整備等対策室長が導入のスケジュール、税分野での活用等について説明した。

相続税・贈与税については、東京税理士会の伊藤副会長が平成27年1月1日から施行する相続税改正に伴って増加が見込まれる相続義務者への税理士会の対応などについて説明した。説明及び意見発表後の記者からの質問では、消費税の複数税率導入については、税理士会、税政連の対応を問うものもあり、活発な質疑応答が行われることにも、懇談会では懇談を通じて交流を深めた。

当日、出席した記者の所属する報道機関11社は次のとおり。

特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)を定める件(特定個人情報保護委員会第5号)が昨年12月11日付の官報で告示された。ガイドラインの全文とQ&Aは、内閣府のホームページ(特定個人情報保護委員会)にアップされている。http://www.cao.go.jp/ba ngouseido/ppc/index.html

マイナンバーの導入については、全ての民間企業や団体が対応しなければならぬ。求められる早急な対応なくならない。税理士事務所においては、業務の見直しが必要とされている。

マイナンバーは、平成27年10月から個人の番号・法人番号の通知が始まり、利用開始は平成28年1月から。国税においては、平成28年分の申告書や法定資料の提出から個人番号及び法人番号を記載することとなる。

本連盟は、2月9日、東京税理士会と共催でマイナンバー法をテーマとして合同セミナーを開催する(6面参照)。

本連盟は、11月18日に、民主党所属の関係国会議員等と衆議院第一議員会館において朝食懇談会を開催した。

48単位税政連の会長・幹事長と税理士による後援会の会長・幹事長等が出席した。

坂田政策委員長は、本連盟が26年6月に機関決定した「平成27年度税制改正要望」の中から重点要望項目として挙げている①消費税の単一税率を維持すること、②法人税の実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大等については、中小法人

の課税のあり方を考慮の上、慎重に行うこと、の2点を中心に説明した。(写真)

11月中旬頃から、衆議院解散の報道が多数あり、永田町には解散モードの中の朝食会の開催となった。(11月21日、安倍首相の記者会見の中で衆議院解散を正式表明)

国会議員と税理士を合わせた総勢150人を超える出席があった。

◆◆◆◆◆

国会議員等の出席者は以下のとおり。(敬称略・順不同・所属肩書きは11月18日現在)

【衆議院】

- 海江田万里(東京都・比)
- ▽松原仁(東京都・比)
- ▽菅直人(東京都・比)
- ▽長島昭久(東京都)
- ▽階猛(岩手県)

【参議院】

- 小川敏夫(東京都)
- ▽蓮舫(東京都)
- ▽白眞勲(全国比例区)
- 【前・元衆・参議員等】
- 中山義浩(東京都)
- ▽藤田憲彦(東京都)
- ▽手塚仁雄(東京都)
- ▽江端貴子(東京都)
- ▽末松義規(東京都)
- ▽山花郁夫(東京都)
- ▽榑洲万里(東京都)
- ▽円より子(東京都)

# 論説

昨年12月14日、衆議院総選挙が施行され、国民の審判が下った。

わが税政連は、全ての小選挙区に推薦候補を擁立し、12日間の選挙戦を戦った。その結果、自

正予算の成立と平成27年度予算案の成立に全力をあげることとなる。税制改正法案を含む予算関連法案は、2月10日まで国会に提出されよう。

衆議院総選挙の結果を受けて、今後のわが税政連の活動について小考してみたい。

慮の上、慎重に行うこと。まず、消費税の軽減税率の導入については、選挙公約は、「国民の理解を得た上で、10%時に導入(自民党)」「10%への引上げと同時に導入(公明党)となっている。

軽減税率の導入については、①格差拡大につな

工業品ということで課税しないという例があった。このような愚は避けたいものである。

わが税政連は、低所得者への配慮については「給付つき税額控除」が有効であることを指摘し、マイナンバー施行までの間は「簡素な給付制

平成27年度税制改正大綱は年末の30日に決定されたが、法人実効税率の引き下げに伴う代替財源措置については、外形標準課税や欠損金の繰越控除は中小企業に配慮したものとなった。

中小法人の軽減税率については、実効税率の引き下げに見合った引下げを要望したい。

オナー役員に係る給与所得控除について別途の基準を設けないよう要望してきたところであるが、引き続き要望をしていかなければならない。

この問題は、27年度改正で決着がついたわけではない。実効税率を20%台に引き下げるには更に追加の改正があることを銘記しておく。

## 今後の税制改正への対応

わが税政連は、平成27年度の税制改正において最重要項目として次の2点を要望した。

①消費税の単一税率を維持すること

②法人実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大等については、中小法人の課税のあり方を考

がること②既得権益化すること③対象品目の選定が困難なこと、等の理由により単一税率の維持を要望したところである。

②については、「物品税時代への(先祖帰り)といった感が強い。かつて普通の筆筒には課税するが総桐の筆筒には伝統

度一で対応すべきである」と要望してきた。

この要望が国民的合意を得られるよう運動を進めなければならぬ。よしんば、軽減税率の導入が決定されても、まだ希望を持とう。グリーンカードの例もあるのだから。

社労士法の一部改正法 間紛争解決手続における創設③一人法人の3項案(議員立法・参議院先 紛争の目的の価額の上限)。

議)は、11月14日、衆議院の引上げ②補佐人制度 参議院厚生労働委員会 院で可決・成立、同月21日、公布された

補佐人制度を創設 改正で 社労士法は、教育・研修の充

は、(弁護士である訴訟代理 実、試験科目の見直しな 改正の項目は、①個別 人とともに出頭し、陳述 どの項目の附帯決議が付 労働関係紛争に関する民 をすることができ)のされた。



「平成27年度税制改正要望」の中から重点要望項目として挙げている①消費税の単一税率を維持すること、②法人税の実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大等については、中小法人

【前・元衆・参議員等】

- 中山義浩(東京都)
- ▽藤田憲彦(東京都)
- ▽手塚仁雄(東京都)
- ▽江端貴子(東京都)
- ▽末松義規(東京都)
- ▽山花郁夫(東京都)
- ▽榑洲万里(東京都)
- ▽円より子(東京都)

「理想」は、「目標」と捉え、短、中、長期で自分が何ができるかを発想し、その実現に向けて試行錯誤していく行動力を望みたい。

「理想」は、「目標」と捉え、短、中、長期で自分が何ができるかを発想し、その実現に向けて試行錯誤していく行動力を望みたい。

昨年12月3日、小惑星探査機「はやぶさ2」が打ち上げられた。小惑星で採取した微小な物質をカプセルに入れ、総航行距離約52億kmを飛んで平成32年10月頃地球に帰還する予定である。何と壮大な計画か! ちなみに月までの距離は約38万km。初めて月近くまで達した月探査機「ルナ1号」が昭和34年に打ち上げられて以後、55年間でとてつもなく遠い惑星まで飛んで行くようになった! ところで、私は以前、ロケット理論という話を聞いたことがある。「ロケットは何故月に行けたのか?」という命題に対し、三つの要素、つまり、月に行くという「明確な目標」を持ち、月に行くための「方法論を具体化」し、その到達過程で「的確な軌道修正」を行ったからであり、会社経営も同様であるという話だ! この話は人生やその他の活動にも当てはまらないだろうか。先日、飲み会の席である方から「貴方の話は理想論だ」と言われた。翻訳すると「正論だが、不可能だ」という意味らしい。私自身、一朝一夕で結果が出ることは思っていないが、何もなしにうちらから「できない」と思ってしまうは何も先に進まない! 「理想」は、「目標」と捉え、短、中、長期で自分が何ができるかを発想し、その実現に向けて試行錯誤していく行動力を望みたい。